

議案第62号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、議会の議決を求める。

1 権利の内容

債務者に対して市が貸し付けた入学準備金貸付金に係る債権

2 放棄する権利の金額

入学準備金貸付金 100,000円

3 債務者

〇〇〇〇〇

〇 〇 〇 〇

4 放棄の理由

平成19年3月14日に債務者に対して市が貸し付けた入学準備金貸付金について、平成19年12月25日付けで自己破産の申立てがされ、平成20年4月15日付けで当該債務について免責許可の決定がされた。

その後の調査により連帯保証人は死亡しており、その相続人はいずれも相続放棄をしていることが明らかとなったことから、債権の回収が不可能となったため、権利の放棄をしようとするものである。

令和4年11月30日提出

幸手市長 木村純夫

提案理由

入学準備金貸付金に係る債権を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、この案を提出するものである。